

みどりづくり推進事業実施要領

第 1 趣旨

大阪府みどりの基金によるみどりづくり推進事業については、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号）及び大阪府みどりの基金事業補助金交付要綱に基づき、この要領に定めるところにより実施する。

大阪府みどりの基金事業であるみどりづくり推進事業は、寄附金とその運用益を財源とした事業であるため、民間施設の緑化や地域の緑化活動に対して助成するものである。

《大阪府みどりの基金運営要領より抜粋》

■ 基金及びその収益金の使途

基金及びその収益金は、次に掲げる経費にあてるものとする。

- (1) 社会福祉施設、教育施設、事業所等の民間施設における緑化に要する経費の一部にあてる助成金
- (2) 地域の緑化活動に要する経費の一部にあてる助成金
- (3) 住民が協同して行う地域緑化に必要な苗木の配付に要する経費
- (4) その他、緑化の推進または良好な自然環境の保全のために必要と認められる経費

第 2-1 みどりづくり施設助成

1. 補助の対象となる施設は、以下の（１）～（４）に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 企業、福祉法人、医療法人、学校法人、NPO等民間団体が所有、設置又は管理する施設であること。なお、土地を所有していない場合は、長期にわたって施設等を維持できる権原の設定がなされていること。
- (2) 緑化した部分について、公開性を有すること。なお、公開性とは、施設管理上または利用者の安全確保上、支障がある場合を除き、府民が自由に立ち入り、観賞できる状態にあることをいう。

- ・施設管理上または利用者の安全確保上、支障がある場合とは、例えば、商業施設での緑化の場合、施設の管理上、営業時間外は立ち入れないようにすることなどを指す。
- ・分譲マンションにおける居住者や、企業ビル等における当該社員しか専ら立ち入れないような箇所の緑化は公開性があるとは認められない。

- (3) 施設が府域の市街化区域内に所在すること。
- (4) マンション等の集合住宅については共有部分とし、区分所有者が組織する管理組合等が工事完了後も管理を行うこと。

2. 国、地方公共団体が設置又は管理する施設、個人が所有する建物（住宅・店舗・倉庫等）は補助の対象としない。

3. 補助の対象とする緑化は下記のとおりとする。

（１）接道部等緑化

接道部等緑化とは、地上部における、塀、外壁、進入路、エントランス、広場、車寄せ等公道と接する部分及び敷地内の公開性を有する地上部分における緑化をいう。

（２）屋上緑化

屋上緑化とは、公開性を有する施設の屋上やベランダ等の建物上の部分において、人工地盤を利用した緑化をいう。（積載重量等建築基準法等に定める基準を遵守したもの）

（３）壁面緑化

壁面緑化とは、外部からの視認性を有する施設の壁面部分における緑化をいう。

（４）福祉緑化

福祉緑化とは、社会福祉施設（病院、保健施設を含む）において、みどりの持つ「癒し」効果を活用し、当該施設の入所者や利用者等が自ら維持管理作業に携わりながら憩いの空間を創り出すことを目的として、敷地内の公開性を有する部分において行う緑化をいう。

屋上緑化、福祉緑化については、1～2年生草本を植栽する菜園及び花壇等（以下「菜園等」という。）の植樹整備も補助対象とする。ただし、以下の条件を附することとする。

- ・補助対象とする菜園等の面積は、菜園等の面積以外の補助対象緑化面積の二分の一以内とする。
- ・菜園等に用いる種子は補助対象とならない。苗（1～2年生草本）については初回のみ補助対象とする。ただし、完了日までに植栽されていることとする。
- ・菜園等に最低5カ年は継続して植え付けを行うこと。
- ・年間を通じて、適宜植え替えなどを行うことにより、相当の期間（おおむね6か月以上）植栽された状態にあることが必要である（植付の年間計画書を作成し、別途添付書類として提出すること）。
- ・営利を目的（収穫物の販売や、菜園等の賃貸など）とした菜園等は認められない。

4. 対象経費は別表1のとおりとする。

植木鉢やプランターについては、補助対象とならない。

ただし、

- ・屋上緑化においては、その容量が100リットル以上であれば、植栽の一部に植木鉢やプランターを用いることができる（植木鉢やプランターのための植栽は不可）。この場合、樹木に要する経費は植栽経費とし、植木鉢やプランターに要する経費は、基盤整備費とする。
- ・壁面緑化においては、植栽の一部に植木鉢やプランターを用いることができるが、容易に脱着できる小型プランターは対象とならない。

第2-2 みどりづくり活動助成

1. 補助の対象となる活動は、次の（１）～（３）に掲げる要件を満たしていなければならない。

（１）地域の緑化組織（地域住民、PTA、民間企業、NPO等で構成される当該地域の緑化活動を実施する組織）が行う緑化活動であること。

- ・「地域の緑化組織が行う緑化活動」とは、緑化活動を行う場所の周辺住民等が自らの意思により緑化する活動のことを指す。
- ・植栽や芝張り作業については、地域の緑化組織が主体的に行わなければならない。ただし、地域の緑化組織で施工困難な高木植栽（高さ3m以上）にかかる施工経費については、補助対象とすることができる。
- ・次に掲げるものは地域の緑化活動とは認められない。
 - ▶植栽や芝張り作業をすべて業者または施設設置者・管理者が主体的に施工する場合
 - ▶地域の緑化組織の活動が、整備時の植栽だけで、主体的に維持管理に関わらない場合
 - ▶公共施設においては、施設設置者・管理者が直接契約するような場合
- ・地域の緑化組織の活動を確認するため、次の書類の提出を求めることがある。
 - ▶申請にあたっては、緑化組織の設立趣意書または議事録
- ・なお、事業実施者である地域の緑化組織が本事業に係るすべての責を負う。

（２）植樹活動、花壇整備、菜園整備、校庭の芝生化等、地域の公開性がある施設（住宅地・商店街・学校・公園・道路等）で行う緑化活動であること。

- ・施設の性質上、利用時間や利用者を制限している場合であっても、積極的に地域住民にも開放することについて具体的で実現性がある事業計画は助成対象とする。
- ・花壇整備、菜園整備については、1～2年生草本を植栽する菜園及び花壇等（以下「菜園等」という。）の基盤整備も補助対象とする。ただし、以下の条件を附することとする。
- ・菜園等に用いる種子は補助対象とならない。苗（1～2年生草本）については初回のみ補助対象とする。ただし、完了日までに植栽されていることとする。
- ・菜園等に最低5カ年は継続して植え付けを行うこと。
- ・年間を通じて、適宜植え替えなどを行うことにより、相当の期間（おおむね6か月以上）植栽された状態にあることが必要である（植付の年間計画書を作成し、別途添付書類として提出すること）。
- ・助成対象とする緑化活動について、次のような営利活動は行ってはならない。
 - ・緑化活動により収穫した果実を収益目的のために販売すること
 - ・緑化活動を行う施設を収益目的のために賃貸利用させること

- (3) 緑化活動を実施する施設の所有者や管理者の同意を得ており、かつ、活動後も緑化された部分が継続して、適正に維持管理される見込みがあること。

- ・地域の緑化組織において、継続した維持管理活動を行うこと。
- ・緑化後の維持管理を具体的に計画していること（維持管理計画書を作成し、別途添付書類として提出すること）。

2. 対象経費は別表2のとおりとする。

【活動助成】

- ・維持管理に係る経費については、本事業の趣旨を踏まえ、必要最低限のものに止めることとし、必要なものであっても、植栽に係る経費を超えてはならない。
（植栽に係る経費は、別表2の整備に係る経費の①～⑥を指し、維持管理に係る経費とは、⑦を指す）。

第2-3 共通要件

1. 対象となる事業は、府が定める期間内に着手し、完了するものであること。なお、正当な理由なく期間内に着手し又は完了しないときは、府は補助を取り消すことができるものとする。

- ・府が定める期間内に着手するとは、補助金交付決定後に着手することを指す。
また、補助金の交付決定を受けた事業は、募集案内（チラシ）に記載の時期までに事業を完了し、検査を受けること。

2. 法令等により義務付けられた緑化及び他の助成制度により補助を受けた事業でないこと。

- ・法令等により義務付けられた緑化とは、工場立地法や、大阪府自然環境保全条例、市町村の条例等により緑化を担保されているものを指す。
- ・法令等により義務付けられた緑化の部分は補助対象外となるが、それを超えるような緑化を計画している場合、超える部分については補助対象となる。

3. 既に緑化されている施設については、緑化計画が現状の緑被率を上回る計画であること。なお、緑被率とは敷地面積（建築基準法施行令第2条第1項に規定）に対する樹林・樹木地・草地等により被覆された面積の割合をいう。

4. 当該施設や周辺環境と調和し、樹木等が適正に生育するよう配慮された計画であること。

5. 事業完了後の維持管理体制が確保、または確実に見込まれること。

【施設助成】

- ・緑化を行う団体において、継続した維持管理活動を行うこと。
- ・緑化後の維持管理が具体的に計画されていること（維持管理計画書を作成し、別途添付書類として提出すること）。

【活動助成】

- ・地域の緑化組織において、継続した維持管理活動を行うこと。
- ・緑化後の維持管理を具体的に計画していること（維持管理計画書を作成し、別途添付書類として提出すること）。

第3 事業採択

1. 申込者は、管轄の農と緑の総合事務所（以下「総合事務所」という。）に「事業実施計画書」（別紙様式1—1、1—2のいずれかに該当するもの）を提出しなければならない。

【施設助成】（別紙様式1—1）

- ・事業実施計画書には、緑化の内容や、維持管理の計画などを具体的に記載すること。
- ・いずれの項目も、事業実施計画書に書ききれない場合や、具体的な計画書を作成している場合は別途添付すること。

【活動助成】（別紙様式1—2）

- ・事業実施計画書には、地域の緑化活動の内容を具体的に記載すること。
- ・維持管理計画や地域との交流計画、活用方法の計画についても、具体的に記載すること。
- ・いずれの項目も、事業実施計画書に書ききれない場合や、具体的な計画書を作成している場合は別途添付すること。

2. 補助事業の採択は、事業実施計画について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会の審査を経て、大阪府が決定する。

なお、審査に当たり、申込者から計画内容について説明を求める場合がある。

【施設助成】

- ・説明を求めた場合には、申込者である緑化を行う団体の者が説明をすること。なお、施工業者だけの説明は認められない。

【活動助成】

- ・説明を求めた場合には、申込者である地域の緑化組織の構成員が説明をすること。なお、構成員であっても、緑化活動を行う場所・箇所の設置者（管理者）だけの説明は原則認められない。
- ・どのような地域の緑化活動が予定されているのか、具体的な説明を求められることがある。

3. 大阪府は、採択可否の結果を申込者に通知する。

- ・結果は、申込みをされた管轄の事務所から通知をする。

第4 その他

1. 事業実施者は、事業完了日までに、事業実施箇所に明示板（別紙様式2）を設置しなければならない。

- ・維持管理活動を継続している間は、明示板を設置しなければならない。
- ・明示板は、通行人等多数の府民から見える場所に掲出すること。

2. 事業実施者は、着手前及び完了後の現況写真（活動助成については活動中の写真も含む）を撮影し、事業完了後に撮影場所を明記した図面とともに、管轄の総合事

務所に提出しなければならない。

3. 事業完了後、やむを得ず、移植等の必要が生じたときは、事前に管轄の総合事務所の許可を得ることとする。

4. 活動助成の事業実施者は、管轄の総合事務所に「緑化活動報告書」（別紙様式3）を、補助事業の完了した年度の翌年度末に提出しなければならない。また、施設助成及び活動助成ともに補助事業完了後5年間に於いて大阪府が報告を求めた場合、事業実施者は緑化活動について報告を行うこと。

・菜園等については、年間通じて、適宜植え替えなどを行うことにより、相当の期間（おおむね6か月以上）植栽された状態にあることがわかるように、「緑化活動報告書」に菜園等植付状況等を記載し、菜園の現況写真等を添付すること。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 6月 8日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 2 8 日から施行する。